平成２２年（フ）第１３７号
鹿児島県薩摩川内市青山町5825番地７
債務者　鬼束久美子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
鹿児島県出水市五万石町809番地
債務者　坂上　一騎
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地585番地１　五日町西団地２号棟303号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町求名114番地１
債務者　樋之口　誠
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
鹿児島県薩摩川内市田海町2972番地２、前住所福岡市南区野間１丁目19番５号
債務者　禰占由希子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
鹿児島県薩摩川内市陽成町2669番地
債務者　松下香一郎
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
鹿児島県薩摩川内市東大小路町27番２号
債務者　滝下　恵介
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
鹿児島県阿久根市大川11602番地
債務者　牛ノ濱昭広
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
鹿児島県阿久根市波留3058番地
債務者　松尾　裕二
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原2364番地
債務者　花田　　茂
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
鹿児島県薩摩郡さつま町柏原2364番地
債務者　花田都美子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
鹿児島県薩摩川内市横馬場町９番12号
債務者　稲本　淳子（旧姓堀）
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
鹿児島県薩摩川内市向田町1426番地１
債務者　松山　省一
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
北海道滝川市西町２丁目５番９号　中垣ＭＳ２Ｆ
債務者　小里　鉄栄
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
岩手県岩手郡雫石町御明神籬野231番地
債務者　佐々木　歩
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６１０号
盛岡市玉山区下田字陣場54番地239、旧住所東京都北区赤羽台３丁目25番20号
債務者　三田　貴郷
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６３１号
盛岡市山岸１丁目４番24号、旧住所盛岡市上ノ橋町１番32号
債務者　中野　正紀
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７２号
盛岡市名須川町32番60―312号
債務者　小野寺悦子
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６７５号
盛岡市西見前12地割49番地１
債務者　飯田　　真
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部